

高等学校生徒通学費補助金

掲 示 用

多額の通学費を負担されている家庭に通学費の一部を補助する府の制度です。
申請のご案内は後日(6月頃)になります。所得基準額や必要書類等については以下のとおりです。ご参照ください。

◇ 対象者は府内の公立高等学校に在学する生徒の保護者の方で、京都府内に居住し、次の①②③いずれにも該当される方です。

- ① 生活保護法による生業扶助(通学のための交通費)を受給されていない方
- ② 次のア又はイに該当する方

ア 生徒本人と生計を一にする世帯全体の前年の所得が、次の別表1又は別表2の所得基準額以下の方

イ 生徒本人と生計を一にする世帯全体の住民税の所得割額が非課税の方
※住民税所得割額＝市町村住民税所得割＋道府県住民税所得割

別表1

世帯人員	所得基準額
3人以下	6,849,000円
4人	7,062,000円
5人	7,275,000円
6人	7,488,000円
7人以上	7,488,000円+213,000円/1人増



別表2

世帯人員	所得基準額
1人	1,460,000円
2人	2,060,000円
3人	2,760,000円
4人	3,230,000円
5人	3,590,000円
6人	4,060,000円
7人以上	4,060,000円+470,000円/1人増

○上記の所得金額に次のそれぞれの額を加算した額となります。
1 母子・父子世帯 280,000円
2 障害者1人につき 320,000円
3 長期療養者で療養のために経済的な特別な支出をされている場合は、その金額

③ 1ヶ月の通学費負担額が次の金額を超えている場合

- ◆ 上記②のア「別表1」に該当する場合……22,100円
- ◆ 上記②のア「別表2」に該当する場合……17,000円
- ◆ 上記②のイ「世帯全体の住民税所得割が非課税」の場合……10,000円

◇ 補助金の算定方法 (算定後、1,000円未満切り捨て)
(1年間の定期券等購入額－(22,100円、17,000円又は10,000円)×定期券等購入月数)×1/2

<例1>所得要件「別表1」に該当 1年間の定期券等購入額 275,000円(11ヶ月)
(275,000円－(22,100円×11月))×1/2＝15,950円 → 年額15,000円補助

<例2>所得要件「別表2」に該当 1年間の定期券等購入額 220,000円(11ヶ月)
(220,000円－(17,000円×11月))×1/2＝16,500円 → 年額16,000円補助

<例3>所得要件「住民税所得割非課税」 1年間の定期券等購入額 165,000円(11ヶ月)
(165,000円－(10,000円×11月))×1/2＝27,500円 → 年額27,000円補助

◇ 必要書類
(申請については後日(6月頃)に改めてご案内します。申請予定の方は添付書類として定期券等の写しが必要ですので、必ずコピーを取り置きください。)

- ① 令和7年度の所得に関する証明書
(課税(所得)証明書または市町村民税非課税証明書)
- ② 定期券等の券面のコピー
(2、3年生は令和7年4月1日以降分、1年生は4月8日以降分)

★回数券をご利用の方は「上記の日付以降の購入日・氏名・購入した回数券の種類」が記載された領収書が必要です。自動販売機等で発行される氏名等の記載のない領収書をこの事業での領収書とすることはできません。

③ その他、口座振替依頼書等申請に必要な書類

◇ 問い合わせ先

- ◆ 京都府立北嵯峨高等学校 (TEL 075-872-1700)
- ◆ 京都府教育庁高校教育課修学支援係 (TEL 075-414-5043)